

# 播磨東部地域 都市計画区域マスタープラン (原案概要)

## 目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする

## 地域の魅力・強み

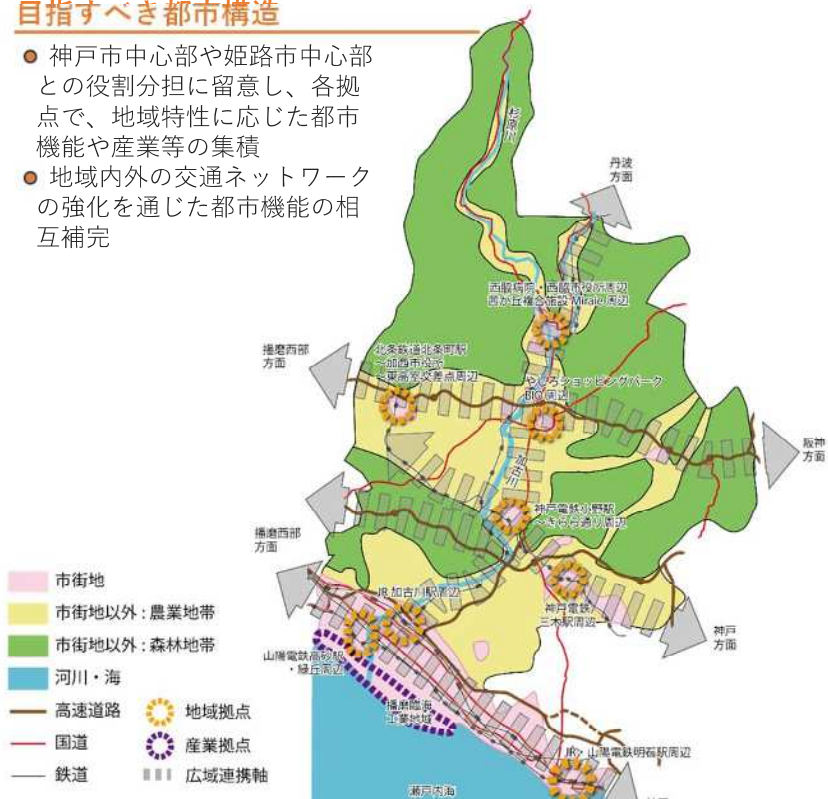
- 県内有数の水田農業地域
- 発達した交通網
- 匠の技術が生きるものづくり産業
- 多彩な公園とスポーツ環境

## 地域の課題

- 土地利用  
都市機能の立地誘導、維持・集積やアクセスの確保  
調整区域人口が多い内陸部での活力維持に資する土地利用
- 交通インフラ  
加古川バイパス、国道2号等での渋滞の慢性化
- 水害のリスク  
河川の氾濫による水害リスクへの対策
- 地場産業の継承  
地場産業の振興とそれを生かした観光の振興

## 目指すべき都市構造

- 神戸市中心部や姫路市中心部との役割分担に留意し、各拠点で、地域特性に応じた都市機能や産業等の集積
- 地域内外の交通ネットワークの強化を通じた都市機能の相互補完



## 区域区分の決定

都市計画区域	東播	加西、中、東条、吉川
区域区分の有無	有(線引き)	無(非線引き)

## 都市づくりの重点テーマ

- 都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化
- 「農」との健全な調和
- 伝統と次世代の産業の推進
- 集落の地域コミュニティ維持

## 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針	<p>【区域区分を定める都市計画区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鉄道駅周辺では中高層を中心とし、その他地域は低層のゆとりある住宅地を誘導</li> <li>➢ 多様な暮らし方や働き方に必要な都市機能の充実</li> <li>➢ 次世代成長産業等の立地促進やIC周辺等での産業拠点の形成、地場産業等の操業環境に配慮した土地利用の誘導</li> </ul> <p>〔オールドニュータウンの再生／大規模集客施設の適正立地／市街化調整区域での地区計画等の活用〕</p> <p>【区域区分を定めない都市計画区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一定の開発需要を有する地域においては、用途地域等により規制・誘導</li> <li>➢ 加西都市計画区域では、特定用途制限地域や市条例による総合的な規制・誘導</li> </ul> <p>〔田園風景を保存し、自然環境との調和した土地利用／拠点となる市街地環境の形成〕</p>
(2) 都市施設に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 東播磨道の活用、東播丹波連絡道路や神戸西バイパス等の整備推進、播磨臨海地域道路の早期事業化による基幹道路ネットワークの拡充</li> <li>➢ JR東加古川駅付近や山陽電鉄高砂駅～荒井駅付近の連続立体交差事業の事業化</li> </ul> <p>〔播磨中部丘陵の森林や印南野台地のため池等の保全／Park-PFI等による魅力ある公園施設の整備／治水・利水、生態系、景観等に配慮した河川整備〕</p>
(3) 市街地整備に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 民間投資の適切な誘導による地域課題に応じた市街地の整備・改善</li> <li>➢ 山陽電鉄江井ヶ島駅周辺等の市街地内に残る低未利用地の土地利用を促進</li> </ul> <p>〔JR加古川駅周辺の再整備／明石港東外港地区再開発等による計画的な市街地の形成〕</p>
(4) 防災に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化等による緊急輸送体制の確保</li> <li>➢ 建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進</li> </ul> <p>〔総合治水条例に基づく治水対策／災害レッドゾーンにおける市街地の抑制〕</p>
(5) 環境共生に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コンパクトな都市構造、物流のモーダルシフト、カーボンニュートラルポート等による脱炭素化の推進</li> <li>➢ 「農」と調和した計画的な土地利用を誘導、森林保全や森林資源の活用</li> </ul>
(6) 景観形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 播磨中部丘陵等の緑地、加古川や播磨灘等を中心とした豊かな水と緑の自然環境を保全</li> <li>➢ ため池群や棚田等の文化的景観、北条の宿場町・寺町等の歴史的なまちなみの保全</li> </ul>
(7) 地域の活性化に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 明石城や工楽松右衛門旧宅等の地域資源を生かしたまちづくりを推進</li> <li>➢ 空家等活用促進特別区域により、空き家を活用したまちのにぎわい創出</li> </ul>

## 対象区域

東播都市計画区域  
(明石市、加古川市、  
西脇市、三木市、  
高砂市、小野市、  
加東市、稲美町、  
播磨町)

加西都市計画区域 (加西市)  
中都市計画区域 (多可町)  
東条都市計画区域 (加東市)  
吉川都市計画区 (三木市)

